

北労安発第 240429 号

平成 24 年 8 月 21 日

各 位

厚生労働省

北海道労働局職業安定部長



雇用調整助成金及び被災者雇用開発助成金の要件変更に伴う  
周知依頼について

職業安定行政の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記助成金にかかる支給要件につきましては、リーマン・ショック後、助成金内容の拡充や支給要件の緩和を行ってきたところですが、その後、一部雇用情勢の改善が見られるなど、また、東日本大震災から一定期間が経過する中で、限られた雇用保険二事業の財源を支援性が高い事業主・労働者に重点化する観点から、平成 24 年 10 月 1 日から見直しを行うこととなりました。

つきましては、別添リーフレットを送付いたしますので、貴機関において配付していただくとともに、刊行物等への掲載（別紙掲載例を参照下さい）及び周知につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、不明な点等がございましたら、下記担当又は各公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせいただくようお願いいたします。

担 当

札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎3階

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課

雇 用 開 発 係

電話 011-709-2311(内3686)

北海道労働局ホームページ

( <http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> )



要件変更に伴う刊行物等への掲載例

(1) ≪記載例1 (ショート・タイプ)≫

☆平成24年10月1日以降、雇用調整助成金及び被災者雇用開発助成金の要件が一部見直されます。詳しくは北海道労働局又はハローワークへお問い合わせください。

【 <http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> 】

(2) ≪記載例2 (ロング・タイプ)≫

☆平成24年10月1日以降、雇用調整助成金及び被災者雇用開発助成金の要件が、次の通り一部見直されます。

・雇用調整助成金

① 生産量要件の見直し

【現行】最近3か月の生産量または売上高が、その直前の3か月または前年同期と比べ、5%以上減少

【見直後】最近3か月の生産量または売上高が、前年同期と比べ、10%以上減少

② 支給限度日数の見直し

【現行】3年間で300日

【見直後】1年間で100日

③ 教育訓練（事業所内訓練）加算額の見直し

【現行】雇用調整助成金：2,000円

中小企業緊急雇用安定助成金：3,000円

【見直後】雇用調整助成金：1,000円

中小企業緊急雇用安定助成金：1,500円

・被災者雇用開発助成金

助成金対象者である被災地求職者の要件が、これまでの要件に加え、平成24年9月30日までにハローワーク等での求職活動実績が必要となります。

詳しくは北海道労働局又はハローワークへお問い合わせください。

【 <http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> 】

## 平成24年10月1日以降

# 雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金

## の支給要件などを 変更します。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降（被災3県は6か月遅れで）、下記のように内容の一部を変更します。

現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

### ①生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量(または売上高)要件を次のように変更します。

現行	変更後
最近3か月の生産量または売上高が、その直前の3か月または前年同期と比べ、 <u>5%以上減少</u>	対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合から 最近3か月の生産量または売上高が、 <u>前年同期と比べ、10%以上減少</u> (中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます)

### ②支給限度日数の見直し

1年間と3年間について、限度日数を変更します。

現行	変更後
<u>3年間で300日</u> (1年間での限度なし)	対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合から <u>1年間で100日(3年間で300日)</u>

対象期間(事業主が設定する1年間) ▶

【例1】過去2年間に50日ずつ(計100日)利用した場合

【例2】過去2年間に120日ずつ(計240日)利用した場合

	①22.10.1～23.9.30	②23.10.1～24.9.30	③24.10.1～25.9.30
50日	50日	50日	100日(従来200日)
120日	120日	120日	60日

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成25年10月1日以降(※2)に設定する場合からは

1年間で100日・3年間で150日となります

(上記の例1と2で、③の対象期間にすべての日数を利用した場合、②+③は150日以上となるため、次の1年間は利用できなくなります)

### ③教育訓練費(事業所内訓練)の見直し

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。

現行	変更後
雇用調整助成金：2,000円 中小企業緊急雇用安定助成金：3,000円	平成24年10月1日以降(※1)の判定基礎期間から 雇用調整助成金： <u>1,000円</u> 中小企業緊急雇用安定助成金： <u>1,500円</u>

(※1) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降変更になります。

(※2) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降変更になります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・ハローワーク



平成24年10月1日  
から

# 被災者雇用開発助成金の対象者の要件が変わります

## 被災者雇用開発助成金とは

東日本大震災による被災離職者または被災地域に居住する求職者（被災地求職者）を、ハローワーク等（※1）の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に対して支給します。

※1 ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取り扱いについての同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者もしくは無料船員職業紹介事業者

支給額	大企業	50万円（短時間労働者を雇い入れた場合は30万円）
	中小企業	90万円（短時間労働者を雇い入れた場合は60万円）

◆平成24年10月1日から、助成金の対象となる労働者の要件が、以下のようになります。

対象労働者	平成24年9月30日までの要件	平成24年10月1日以降の要件
被災離職者	以下①～③の全てに該当する人 ①東日本大震災発生時に、被災地（※2）で就業していたこと ②震災により離職を余儀なくされたこと ③②の離職後、安定した職業についたことがないこと（*） ※2 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）	変更なし
被災地求職者	東日本大震災発生時に被災地域に居住しており、震災後、安定した職業についたことがない人（*） （震災により被災地域外に住所または居所を変更している人を含みます）	左記の要件を満たし、震災発生日から平成24年9月30日までに、ハローワーク等（※3）で求職活動（※4）を行った人のみが助成対象になります。 ※3 上記※1と同じ ※4 窓口で職業相談や職業紹介を受けること （注）震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難準備区域に居住していた人については、9月30日までに求職活動を行っていても助成対象になります。

（\*）「安定した職業についたことがない」とは、具体的には「週所定労働時間20時間以上の労働者として6か月以上雇用されたことのない」ことをいいます。

・ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。

